

平成 年 月 日（郵便を出す日）

県 市 町 丁目 番 号

【被通知人（管理組合等）の住所】

【被通知人（管理組合代表者等の氏名）殿

県 市 町 丁目 番 号

ハイツ 号室【通知人の住所】

【通知人の氏名】

### 通 知 書

冠省 私は、去る平成 年 月 日

に、貴管理組合に対し、私の所有する

ハイツ 号室の外壁にエアコン設置の

ための開口工事を行いたいという申入れ

を致しましたが、外壁は管理規定により共

用部分と規定されているので、外壁の強度

が落ちる等、区分所有者の共同の利益に反

する恐れがある工事は許可できないとい

う理由で拒否されてしまいました。

しかしながら、工事業者の見解では、当該

工事により外壁の強度が落ちて建物全体

の安全性が損なわれることはない、との事

であり、本件が、区分所有法6条に記載さ

れた、建物の保存に有害な行為でも、区分

所有者の共同の利益に反する行為でも無

い事は明らかです。

ハイッ 号室は【工事が必要な理由】のため、今回実施しようとしているエアコン設置工事が快適な生活を営むため必要不可欠なものとなっており、工事によって住戸の価値が上がることこそあれ、下がることはございません。

貴組合理事の皆様におかれましても、上記の事情をお汲み取りいただき、なにとぞこのたびの工事にご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、上記の理由により、極力早い時期に工事に取りかかりたいと思いますので、恐れ入りますが、速やかに、理事の皆様の間で意見の調整を行っていただけますようお願いいたします。

草々